

## 広島県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十七号、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十九号、昭和四十九年十月十八日農林省告示第九百七十二号、昭和五十一年三月五日農林省告示第七十九号、昭和五十四年二月十六日農林水産省告示第二百二十一号、昭和五十八年五月九日農林水産省告示第六百十三号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年七月二十二日農林水産省告示第千二百五十二号（一に係るものに限る。）、平成二年二月二十六日農林水産省告示第二百七十四号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法  
変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）